

国際教養大学言語異文化学修センター利用細則

(趣旨)

第1条 この細則は、国際教養大学学則第5条第2項の規定に基づき、国際教養大学能動的学修・評価センター内言語異文化学修センター(L a n g u a g e D e v e l o p m e n t a n d I n t e r c u l t u r a l S t u d i e s C e n t e r。以下「LDIC」という。)の利用に関し必要な事項を定めるものとする。

(利用者の範囲)

第2条 LDICを利用できる者(以下「利用者」という。)は、次に掲げる者とする。

(1) 国際教養大学の教職員及び学生(以下「学内利用者」という。)

(2) 前号に掲げる者以外の者(以下「学外利用者」という。)

(開館日及び開館時間)

第3条 LDICの開館日及び開館時間は、別に定めることとし、時節に応じて任意に変更することができる。

(閲覧)

第4条 利用者は、図書を所定の場所で閲覧することができる。

(利用規律)

第5条 利用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 会話をすることは、他の利用者の学習を妨げないよう配慮すること。

(2) 食事及び喫煙をしないこと。

(3) LDICの図書、機器又は施設を汚損し、又は損傷しないこと。

(4) その他LDIC内の秩序を乱し、他の利用者に迷惑を与える行為をしないこと。

(図書の貸出)

第6条 図書の貸出の手続きは、国際教養大学図書館利用細則第7条に規定する図書利用カード又は本学発行の身分証明書(IDカード)によって行うものとする。

(貸出総数及び期間)

第7条 貸出できる図書の総数及び期間は、次のとおりとする。

区分	貸出期間	合計貸出数
教職員	図書(CD及び語学教材を除く。)は3ヵ月以内、CD及び語学教材は1週間以内	30点以内
大学院生及びそれに準ずる者	図書(CD及び語学教材を除く。)は1ヵ月以内、CD及び語学教材は1週間以内	20点以内
学部学生及びそれに準ずる者	図書(CD及び語学教材を除く。)は1ヵ月以内、CD及び語学教材は1週間以内	10点以内
学外利用者	図書(CD及び語学教材を除く。)は1ヵ月以内、CD及び語学教材は1週間以内	5点以内

2 前項にかかわらず能動的学修・評価センター長（以下「センター長」という。）が特に必要と認めたときは、貸出図書の総数及び期限を変更することができる。

（貸出制限）

第8条 次の図書は、原則として貸出を禁止する。

- (1) 禁帯出図書
- (2) 禁帯出視聴覚図書
- (3) 新聞雑誌その他逐次刊行物
- (4) マイクロフィルム類

2 前項に掲げる図書について例外的な取扱いをする場合の規則については、センター長が別に定める。

（転貸の禁止及び更新）

第9条 利用者は、貸出を受けた図書を転貸してはならない。

2 貸出期限を更新しようとする場合は、貸出期間内に限り1回更新することができる。ただし、予約のある図書については更新ができない。

（返却）

第10条 利用者は、貸出を受けた図書を所定の貸出期間内に返却しなければならない。

2 次に掲げる場合には、貸出を受けた図書を直ちに返却しなければならない。

- (1) 本学に属する身分を失ったとき。
- (2) 当該図書がコースリザーブに指定されたとき。
- (3) 休学、留学等の理由により長期にわたり本学を離れるとき。
- (4) その他センター長が必要と認めたとき。

（督促）

第11条 センター長は、所定の貸出期限を過ぎても図書を返却しない利用者に対し、再度期限を付して返却を督促する。督促は、文書、メール、電話、図書館への掲示連絡等の手段による。

2 センター長は、前項の督促を行った場合には、督促日時や内容を記録の上、保管しなければならない。

(貸出の停止等)

第12条 センター長は、所定の貸出期間を過ぎても図書を返却しない利用者について、一定期間、図書の貸出を停止することができる。

2 センター長は、前条の督促にもかかわらず、なお図書を返却しない学生について、本学事務局長に対して当該学生に関する各種サービスの停止等を求めることができる。

3 第1項の貸出制限及び前項のサービス停止要求の取扱いについては、図書館延滞図書取扱要綱に準ずる。

(亡失等の弁償)

第13条 利用者が、図書を紛失し、又は汚損し、若しくは破損したときは、同一図書又はLDICが指定する同一内容の図書若しくはLDICが相当として提案する金額により弁償しなければならない。ただし、特別の理由があると認めるときは、この限りではない。亡失等の弁償に関する取扱いについては、亡失図書取扱要綱に準ずる。

附 則

この細則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成30年4月1日から施行する。